平成２６年（フ）第３８号
新潟県妙高市中川３番６号
債務者　堀　　要子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４０号
新潟県上越市大字鶴町868番地の１
債務者　服部由美子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４２号
新潟県上越市清里区赤池533番地
債務者　横山　恵子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５０４号
愛知県北名古屋市野崎城屋敷51番地１、従前の住所名古屋市北区桐畑町170番地の３
債務者　黒川　　泉
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６９号
名古屋市天白区梅が丘４丁目821番地　ヒルズ梅が丘Ａ棟102号
債務者　酒井　知範
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６１号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―806号
大幸東団地
債務者　奥崎　春行
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３号
香川県善通寺市善通寺町2004番地72
債務者　前川　京子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第１１０号
福岡県久留米市城島町城島490番地１
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２３号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1487番地８
債務者　三村　照子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内2932番地１
公営三俣団地15号
債務者　摺木　　稔
1　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第２１３２号
大阪市阿倍野区阿倍野元町16番６号　エステート402号
債務者　篠田　宗輝
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４７号
大阪府交野市私市２丁目38番１―707号
債務者　湊　　範一
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３６８号
大阪府吹田市山田東３丁目１番10―406号、前住所兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地１棟1503号
債務者　古本　直樹
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３８１号
大阪府豊中市旭丘５番111―103号
債務者　佐々木かをり（旧姓奥谷）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５４号
大阪市北区東天満１丁目３番11―904号
債務者　山本竜治こと　金　　竜治
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７３号
東京都東大和市立野１丁目1139番地の１リライズ東大和401
債務者　綱島　　愛
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部